

意見公募手続を実施しないで規則等を定めた案件一覧

静岡市行政手続条例第37条第4項各号のいずれかに該当することを理由として、意見公募手続を実施しないで規則等を定めたものです。

【令和2年度】

| No. | 規則等の題名 | 担当課 | 適用除外規定 | 理由 | 公布日等 |
|-----|---|----------|--------------------------|--|------------|
| 1 | 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準 | 廃棄物対策課 | 第37条第4項第7号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同法施行令（昭和46年政令第300号）及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部に所要の改正がなされたこと並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が施行されたことから、当然必要とされる規定の整理を行うものであるため。 | 令和2年4月1日 |
| 2 | 静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則 | 水産漁港課 | 第37条第4項第7号 | 条例の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とするものであるため。 | 令和2年5月11日 |
| 3 | 静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 | 高齢者福祉課 | 第37条第4項第7号 | 介護分野における文書負担軽減の観点から老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第64号）が施行されたことに伴い当然必要とされる規定を整理するとともに、申請書の様式に記載している文言を整理する形式的な変更であるため。 | 令和2年6月23日 |
| 4 | 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則の一部を改正する規則 | 食品衛生課 | 第37条第4項第7号 | 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）及び静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月19日静岡市条例第45号）の施行に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。 | 令和2年8月7日 |
| 5 | 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則 | 障害者支援推進課 | 第37条第4項第7号 | 処分に係る通知文の様式に、行政不服審査法82条第1項及び行政事件訴訟法46条第1項に基づく教示を記載することを明示するもののほか、用字等の形式的な変更であるため。 | 令和2年3月31日 |
| 6 | 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 | 子ども家庭課 | 第37条第4項第7号 | 定めた規則は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第97号）の施行に伴い「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」（平成15年静岡市規則第111号）に生じた「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」（昭和39年政令第224号）に係る引用条項のずれを修正するものであり、同政令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理に該当するため。 | 令和2年8月27日 |
| 7 | 静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則 | 治山林道課 | 第37条第4項第7号 | 森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）の施行に伴い、様式内の用語「森林施行計画」を「森林経営計画」に改める、当然必要とされる用語の整理であるため。 | 令和2年3月31日 |
| 8 | 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則の一部を改正する規則 | スポーツ振興課 | 第37条第4項第2号 第37条第4項第7号 | 納付すべき金銭について定める条例の改正により必要とする当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものであるため。 条例の一部改正に伴う、様式の修正等軽微な改正であるため。 | 令和2年10月16日 |

意見公募手続を実施しないで規則等を定めた案件一覧

静岡市行政手続条例第37条第4項各号のいずれかに該当することを理由として、意見公募手続を実施しないで規則等を定めたものです。

【令和2年度】

| No. | 規則等の題名 | 担当課 | 適用除外規定 | 理由 | 公布日等 |
|-----|--------------------------|-------|------------|--|------------|
| 9 | 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則 | 教育総務課 | 第37条第4項第1号 | <p>静岡市教育委員会は、静岡市行政手続条例第37条第4項第1号に該当することにより意見公募手続を実施しないで静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則（令和2年静岡市教育委員会規則第19号。以下「本件規則」という。）を定めた。その具体的な理由は、次のとおりである。</p> <p>（1）上記のとおり、本件規則は、静岡市立清水桜が丘高等学校の普通科の生徒の定員を減少させるため、静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）について所要の改正を行ったものである。</p> <p>（2）静岡市立の高等学校の入学者の選抜に係る各年度の募集定員は、静岡市立高等学校学則の生徒の定員に係る規定（第5条及び別表）に基づき決定されることから、形式的には静岡市教育委員会がこれを決定する権限を有している。もっとも、その決定に当たっては、静岡県内の公立の高等学校の入学者の選抜に係る募集定員の相互の調整をすることがどうしても必要であり、実質的には、静岡市教育委員会の判断だけでこれを決定することはできず、従来から、静岡県が設置する静岡県公立高等学校協議会が定める「生徒募集計画」に基づいて決定しているところである。</p> <p>また、静岡県内の公立の高等学校の入学者の選抜に係る募集定員は、例年、静岡県教育委員会が、静岡県公立高等学校協議会が定める「生徒募集計画」に基づき、各市町が設置する高等学校に係るものを含めて、入学する予定の年度の前年度の11月頃に公表しているところである。</p> <p>そして、前述のとおり、静岡市立の高等学校の入学者の選抜に係る募集定員は、静岡市立高等学校学則の生徒の定員に係る規定に基づき決定されることから、静岡市教育委員会は、静岡県公立高等学校協議会が「生徒募集計画」を定めた日からこれを公表する日までの間に同規則の生徒の定員に係る規定を改正しなければならぬということになる。</p> <p>（3）令和3年度に入学する予定の入学者の選抜に係る募集定員については、令和2年10月26日に静岡県公立高等学校協議会において「生徒募集計画」が定められ、同年11月4日に公表されたことから、静岡市教育委員会は、同年10月26日から同年11月4日までの間に静岡市立高等学校学則の生徒の定員に係る規定を改正しなければならぬということになり、同日までに同規則の生徒の定員に係る規定を改正しなければならぬということは、「公益上、緊急に規則等を定める必要」（静岡市行政手続条例第37条第4項第1号）があったということになる。</p> <p>また、静岡市行政手続条例第37条第1項の意見提出期間は、意見公募手続に係る公示の日から起算して30日以上でなければならないところ（同条第3項）、令和2年10月26日から同年11月4日までの期間は、初日から起算してもわずか10日間に過ぎず、同条例第38条前段の規定により「30日を下回る意見提出期間を定め」て意見公募手続を実施することもできないから、「公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難」（同条例第37条第4項第1号）であったということになる。</p> <p>（4）よって、本件規則は、静岡市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するから、本件規則については同条第1項の規定は適用されず、静岡市教育委員会は、意見公募手続を実施しないで本件規則を定めた。</p> | 令和2年11月4日 |
| 10 | 静岡市税条例執行規則の一部を改正する規則 | 税制課 | 第37条第4項第2号 | <p>静岡市税条例の改正を受け、その執行に関し必要な事項を定める規則改正であるため。</p> | 令和2年12月1日 |
| 11 | 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則 | 介護保険課 | 第37条第4項第2号 | <p>介護保険料を定める静岡市介護保険条例の施行に関して必要な事項を定める規則改正である点において、静岡市行政手続条例第37条第4項第2号「納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき」に該当するため。</p> | 令和2年12月28日 |